

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

評価(ABCD)

B

第一 設問1

という事実から

1. 甲とDがAに対し、「特別抽選に当選するわけにはB銀行
に金を払わなければならぬ。」等の偽り、現金100万円の
送付を要求した行為は、現金の交付にかかる重要な事項を
偽ったその点から「人を欺いて」といえる(246条1項)。
よって、甲とDは、詐欺罪の実行に着手したとい
える(43条1項本文)。

2. 2人共詐欺未遂罪の成立しないという点からこの
点を取るとその点

10 (1). 2は、上記実行の着手の後に、甲から、本件犯行を中止
せよと指示された。これを加担したためであるため、上記実行
の着手に因果性を及ぼしておらず、本罪が成立しないとい
う点を取るとその点

15 存在に、共同正犯の本質は後述の犯罪として法益侵害
を共同惹起するところにあるため、共同正犯の成立には、おの
の構成要件要素につき因果性を及ぼしている必要があると
考えられる。

しかし、構成要件上被欺の行為が一体として法益侵害
を惹起するところから予定されている場合、結果最終的に
20 法益侵害に因果性を及ぼした点に評価できるとしては
共同正犯の成立を認めるとすべきである。

また、実行の着手からある。そして、実行行為
の効果を利用し、法益侵害を惹起した場合に、共同正
犯の成立を認めるとする。実行行為

25 よって、甲が実行に着手した後、2が甲と共に共
同正犯を遂行し、犯罪に分担したからといって、両者に共同正
犯の成立は否定されない。

※1
必ずしも必要ないかと思
います。
主犯と共犯という
役割での点、手続に
照らし合わせて見ると
思っています。

※2 ①と②で
内容の重複が多
いと思います。
①から②に繋げて書
け書いているとの
評価が得られる
と思います
(内容自体は良い
です)。

③

※3
簡単に良い
ので、甲が
実行行為
の結果利用
して法益侵
害を惹起し
たから、
おのれは
共犯です。

1 ページ

裏面へ

2) 次に、乙が犯罪の加担した時点では、既にAは自身から逃げ去っていることを認識していたため、~~正犯~~ ~~共同正犯~~ 犯罪の成立しないとの主張が考えられる。
→ 結果発生の可能性がなく、

5 もっとも、客観的には結果発生の可能性が本犯として構成要件に満たされ、行為規範に反する行為を行ったと評価できる場合には、なお可罰的な危険性があるとして、無罪の対象となるべきである。そこで、一般人の観点から、結果が発生する危険性をお認めする場合には、刑法上の対象となるべきとする。

10 本件では、Aが警察官の指示のもと、逃げ去る行為をしていないことから、一般人として、~~結果発生~~の可Aが逃げ去っていることを認識していたと認識することは不可能であった。とせば、甲の行為によって生じた危険はなお残存しているものと認識され、その危険を利用し財物の受領行為を行おうとした乙の行為は、~~正犯~~ ~~共同正犯~~ 不能犯として不可罰とはならない。

15 3) 最後に、乙は、甲の指示に従った後でひとりで盗もうとしたと考える、仕方なく、事件犯行に加担しているため、本罪で自己の犯罪という意思がなく、正犯性がないため、~~共同正犯~~ として主張が考えられる。

20 乙は、無罪行為という犯罪の重要な役割を担い、また、5万円の報酬を約束されているものの、乙は客観的に認めざるを得ない。本問では、上記の通り乙の心理状態が前提とされている以上、乙の正犯性は否定される。

よって、この主張は妥当である。

第五、疑問2

30 1. 丙がBのATMで、Fの口座から50万円

※4.

結果無価値的な因果的
共犯論と行為無価値的な
行為規範論を同時に
記載してよいかは別部
ないので、1度確認して
おいて下さい

学説上OKとされている
問題ないです。
※記: 他の習題にもよく
あつてOKなやつです。

※5

いかり当りはあ
てています。

※6

被害の重要性や報酬に
触れているので、十分に
数値が付けられている
正犯を否定する方向では
計画立案に関わってい
ないという事実や犯罪の
意図の程度が低いとい
う評価がある
なか、良いです。

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

評価(ABCD)

と引き出した行為は、この現金の占有者である甲の意思に反する占有移転であるため、「他人の財物を窃取した」(235条)といえる。そこで、窃盗罪の共同正犯(60条、235条)を検討する。

2. 共同正犯の本質が前項の通りであることから、「共同して実行した」といふには、①共謀に基づき実行、②正犯者の共犯と解する。

甲は、丙のATMに50万円を引当てに10分ほど待ち、丙はこれを受領し、~~本件犯行を行~~ている。これは、窃盗罪の共謀があるとして認めらる。

しかし丙は、ATMに赴く途中、強盗金欲に唆され50万円を振り出しする犯行を企てた。これは、本犯者の足らぬものであらず、したがって、本犯者は上記共謀に基づく実行と同一と見なされ、

したがって、甲と丙は、「共同して犯行を実行した」といふことになる。

3. 本犯者について、丙は、窃盗罪の単独正犯が成立する。

4. 甲と丙に対し、Aに対すると同様の被害により、現金50万円をATMに振り出しさせた行為は、同じ座のカードと暗証番号を持ち甲の判読不能の利権を得たとして、詐欺罪が成立する(246条2項)。

※7 甲には?

※8 通説は1項詐欺罪のようだが2項詐欺でも差し支えないと思う。

3 ページ

裏面へ

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。